

令和2年度柏崎市社会福祉協議会事業計画

I 令和2年度取り組み概要

市政施行から80周年を迎える柏崎市は、令和2年1月末現在、人口は82,753人、世帯数は34,815世帯となっています。少子高齢化を背景に、人口は、平成7年をピークに毎年1,000人ほどの減少が続いています。

このような社会構造の急激な変化の中で、消滅可能都市から脱却し、持続可能な地域づくりを進めていくには、社会福祉協議会自身の役割も見直していく必要があります。

そこで、当会では、柏崎市における地域福祉推進の中核的な団体として、法人の目指すべき将来像や果たすべき役割を明確にし、目的達成のための具体的な実施計画や組織体制の確立、継続的な発展と組織力の強化を図るため第一次発展・強化計画の策定に取り組みます。

また、働き方改革、同一労働同一賃金への対応として、正規職員と非正規職員の不合理な給与格差の是正に取り組むとともに、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる組織づくりを進めるため、職員研修の充実、ハラスメント対策の強化、一般事業主行動計画の推進等労務管理の強化を図ります。

さらに、法人の実施する事業とその効果を最大化するため、障害福祉事業課を廃止し、各係を地域福祉課、訪問事業課及び通所事業課へ再編するとともに、こども支援課の新設等組織改革を行います。

地域福祉課においては、地域住民主体の福祉活動の推進を図るため4年目を迎える第三次地域福祉活動計画の着実な進捗を図るとともに、第四次地域福祉活動計画の策定に向けて柏崎市と協働し、各種調査の実施、関係機関からのヒアリング等に取り組みます。

また、判断能力の不十分な人たちが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の普及啓発やさらなる利用促進のため、中核機関立ち上げに向けた準備に取り組みます。

こども支援課においては、支援員の確保に引き続き注力するとともに、事務局機能の強化、支援員の資質向上を図りながら、適切な児童クラブの運営に取り組みます。

訪問事業課においては、ノーリフトプログラムを導入し、労働環境や働き方を改善することにより介護・看護職の腰痛を予防するとともに、利用者のADL¹やQOL²を高めるサービス提供に取り組みます。

介護支援事業課においては、ケアマネジャー等職員の相談援助技術の向上を図るとともに、利用者の生活の意向に寄り添うケアマネジメントの展開、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

通所事業課においては、新たに「かしわハンズ」を加え、高齢者から障がい者まで幅広い層の人たちへ社会活動やリハビリ、就労訓練等サービスの提供に取り組みます。

なお、開所から5年目を迎えるシニアエクササイズさんわについては、収支の不均衡が継続しており、令和2年度末をもって、事業を廃止します。

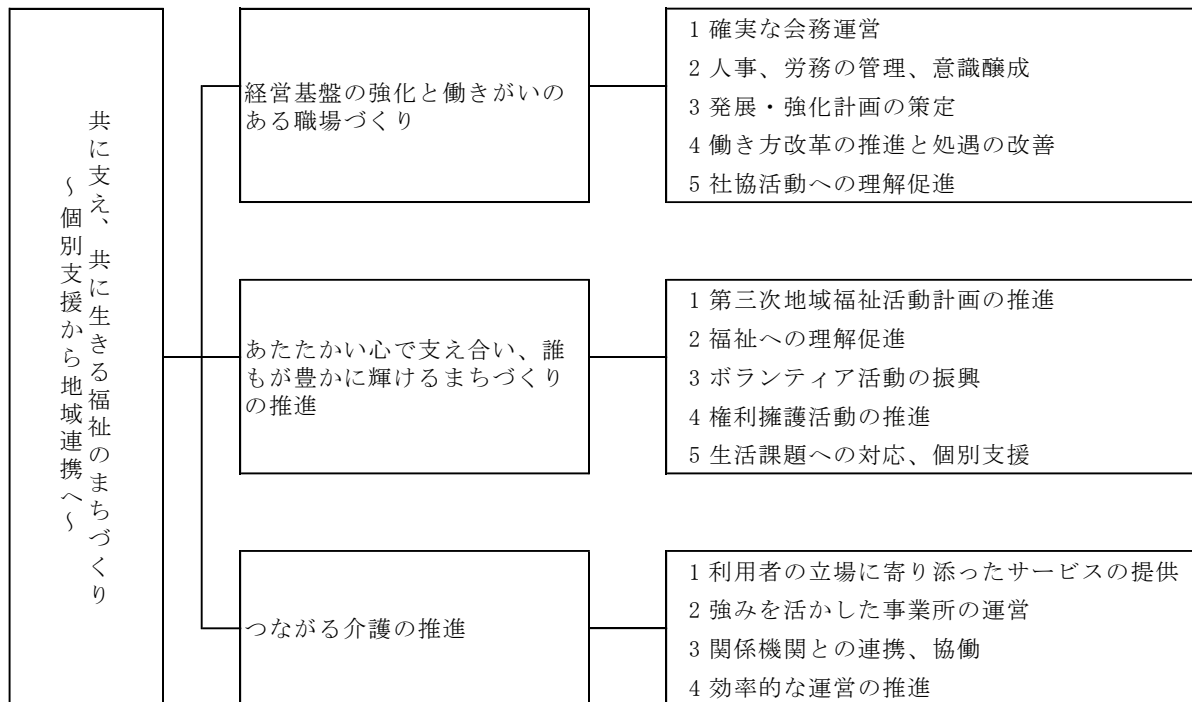
当会の新年度予算は、同一労働同一賃金に向けた非常勤職員等に対する給与改善経費の増大や児童クラブ支援員等の採用拡大に伴う人件費の上昇などにより、厳しい財政状況となっています。今後は費用対効果をより一層精査しながら事業の見直しを進めるとともに、堅実な財政運営に努めていく所存です。

当会は、地域福祉推進という社会的使命を見失うことなく、福祉・介護業界はもとより業種の壁を越えて様々な機関団体と結束し、誰もが安心して自分らしく過ごせる地域共生社会の実現を目指します。

¹ ADL (Activities of Daily Living : アクティヴ・デイリー・リビング) 日常生活に最低限必要な生活動作

² QOL (Quality Of Life : クオリティオブライフ) 生活の質

II 事業計画体系図【新規】



III 事業実施計画

第1 総務課重点目標

- ・ 経営基盤の強化と発展・強化計画の策定
- ・ 組織ガバナンスの充実・強化
- ・ 職員研修の充実

第1-1 総務係

法人運営のガバナンス強化を図り、職員の資質向上や働きやすい労働環境の整備を行いながら、さらなる運営体制の強化に努めます。

1 法人運営機能の強化

(1) 運営体制の強化

- ① 内部監査等による統制環境の充実と不正の防止
- ② 法令遵守とモラル意識の形成
- ③ ホームページ及び福祉のひろばによる事業報告及び財務諸表、役職員組織体制等の公表

2 法人の会務運営

- (1) 評議員会の開催：定時6月、3月
- (2) 理事会の開催：5月、9月、12月、3月
- (3) 評議員選任・解任委員会の開催
- (4) 監査の実施：5月、11月
- (5) 地域福祉委員会、在宅福祉サービス委員会の開催：2月

- (6) 第三者委員会の開催：5月、11月
- (7) 先進地役職員視察研修会及び新潟県民福祉大会の参加（新潟市）：10月13日～14日
- (8) 第一次発展・強化計画の策定【新規】
 - ① 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5か年
 - ② 策定期間 令和3年12月まで
 - ③ スケジュール
 - 令和2年4月～令和3年9月 計画原案の策定作業
 - ※期間中策定委員会は8～10回程度開催、ワーキングは随時開催
 - 令和3年10月 策定委員会における計画原案の承認
 - 令和3年12月 理事会・評議員会における計画の承認・議決
 - 令和4年4月 計画の施行

3 職員の育成・組織力の向上

- (1) 福祉・介護・看護等人材の確保・育成・処遇の改善
 - ① 適切な人員配置と中長期採用計画の策定
 - ② 専門職・介護職の確保・育成・定着
 - ③ 障がい者雇用の促進
 - ④ 職員紹介制度による採用募集活動の充実・強化
- (2) 職員の資質向上と育成
 - ① 人事考課制度の効果的運用と育成面接による目標管理
 - ② 雇用契約職員への自己点検シートによる育成面接の導入
 - ③ 各種研修機会の提供と充実
 - ④ 国家資格をはじめとする各種資格取得の奨励及び助成
- (3) キャリアアップ制度の推進
 - ① 国家資格等有資格者の正職員への登用推進
 - ② 非常勤職員から常勤職員へのステップアップの奨励
 - ③ 雇用契約職員の無期転換後の労働環境整備
- (4) 職員研修会の企画開催
 - ① 管理職・指導職対象の研修会の開催
 - ② モラル研修会の企画・開催

4 健康で安心して働き続けられる労務管理の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進と健康支援
 - ① 安心して意欲的に働ける労働環境の整備
 - ア 計画付与を含めた年次有給休暇及び夏季休暇の取得促進
 - イ 育児休業・介護休業制度等の周知と取得の促進
 - ウ 各種助成金制度の取得推進
 - エ 年休取得義務化による計画的取得の推進及び年休取得率の向上
 - オ ハラスメント防止に係る相談窓口の設置
 - ② 心と体の健康支援
 - ア 定期健康診断等による健康障害の早期発見、要精密検査者への受診勧奨の実施
 - イ 感染症対策及び予防接種の実施

- ③ 衛生委員会による衛生活動の推進及び労働災害の防止
 - ア 安全衛生や健康管理の諸問題に関する調査・審議の実施
 - イ 心の健康に関するメンタルヘルス研修の実施
 - ウ メンタルヘルスチェックの実施
 - ④ 安全運転管理者の設置と交通労働災害の防止
 - ア 設置事業場の車両の管理・整備の実施
 - イ 運行計画や運転日誌の作成及び安全運転に関する管理・指導の実施
- (2) 働き方改革の推進と処遇の改善【新規】
- ① 同一労働同一賃金に向けた給与体系の改善
 - ア 正規・非正規等雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇への改善
 - ② 介護職員処遇改善加算を原資とした処遇改善の実施
 - ア 算定する加算の検討
 - イ 一時手当金支給等に係る諸手続きの実施

5 会員会費制度の実施

- (1) 会員加入率の向上促進
- (2) 会員制度の推進
 - ① 一般会員：一口 500 円（世帯）
 - ② 賛助会員：一口 500 円以上
 - ③ 特別会員：一口 5,000 円以上
 - ア ホームページ内バナー広告及び福祉のひろば内広告の推進
- (3) 広報・啓発活動
 - ① ホームページの管理、各種情報の発信
 - ② 広報紙：福祉のひろばを年 6 回発行
 - ③ 職員採用や寄付金募集に係る広告・宣伝の実施【新規】
 - ④ 寄付、共同募金、社協会費及び社協諸活動への理解や共感の促進を目的に、町内会等への訪問及びプレゼンテーションの実施【新規】

6 社会福祉協議会長表彰の実施

- (1) 民生委員・児童委員表彰
- (2) 社会福祉団体役員表彰
- (3) 社会福祉活動優良団体・個人表彰
- (4) 社会福祉事業協力表彰
- (5) 永年勤続表彰
- (6) 寄附感謝状の贈呈

7 指定管理事業

- (1) 柏崎市総合福祉センター
 - ① 建物、設備等の維持管理及び付随事務

8 柏崎市共同募金委員会への協力

- (1) 10 月～3 月実施の赤い羽根共同募金への協力

9 日本赤十字社柏崎市地区への協力

- (1) 5月～6月実施の日赤協力金取りまとめへの協力

第1-2 経理係

法人全体の中長期にわたる財政基盤の安定化を図り、確実な内部統制を構築し、経営体制の強化を図っていきます。

1 経営体制と財務基盤の強化

- (1) 中長期の各種積立計画及び大規模修繕計画策定の取り組み
- (2) 内部統制の強化及び不正防止
- (3) コスト削減に関する検討及び実行体制の構築【新規】
 - ① 部署ごとの業務フローや管理体制の見直し（標準化による共有化等）
 - ② サービス内容の見直し
 - ③ 削減可能なコストの洗い出し
 - ④ 消耗品備品等の共同一括購入によるコストカット等の実施の検討
- (4) 経営判断に資する財務資料等の作成及び報告

2 適正な会計業務の実施

- (1) 会計基準に基づく適正な会計処理
- (2) 顧問会計事務所による定期監査
- (3) 寄付金品の收受及び運用管理
- (4) 各種税金に関する申告・徴収・納税

3 介護報酬請求及び各種申請、届出等に関する事務の実施

- (1) 介護報酬・利用者負担金等の請求及び入金管理の徹底
- (2) 各種申請書の管理

第2 地域福祉課重点目標

- ・第三次地域福祉活動計画の推進
- ・生活困窮者自立支援事業の充実強化
- ・障害者相談支援事業の円滑な運営

第2-1 地域福祉係

地域福祉推進のために地域福祉課題に積極的に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを目指して、地域福祉活動計画の推進、ボランティア活動などの事業に取り組みます。

1 地域性に応じた地域福祉事業の展開

- (1) 第三次地域福祉活動計画に沿った事業の展開と進捗管理
 - ① 地域福祉活動計画の周知・進捗管理
 - ア 推進会議による進捗管理
 - イ 研修会の開催

② 第四次地域福祉活動計画策定に向けた基礎調査の実施（柏崎市と共同実施）

ア 地区懇談会の実施

イ 各種聞き取り調査の実施

③ コミュニティワーカーの地区担当制強化

ア 地域情報の収集・地域の生活課題の把握

イ 地区福祉組織が実施する支え合い事業の運営支援

ウ 地区福祉組織、ふれあいサロン運営者研修会の開催

エ 関係機関（市民活動支援課等）との連絡会議の開催

④ 地域住民による支え合い活動の支援

ア 地域包括ケアシステム推進のためのプロジェクトへの参加

イ 第二層協議体設置への協力（地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等との連携）

⑤ 気軽に集える場、交流の場を地域につくる支援

ア ふれあいサロン、子育てサロンの立ち上げ及び運営支援

イ 地域で生活する障がい者とボランティアによる料理交流会の開催協力

(2) ふれあい総合相談所の設置

相談区分		相談実施日	時間
一般相談	心配ごと相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午
専門相談	法律相談	毎月第1・第3火曜日	午後1時～午後3時
	司法書士相談	毎月第4木曜日	午後1時～午後3時
	行政書士相談	奇数月第3木曜日	午後1時～午後3時

※専門相談は事前予約制とする。

① 市内相談機関との連携・協力・意見交換会の開催

② ふれあい総合相談所の運営に関する広報

ア 福祉のひろばへの定期的な相談事業の記事掲載

イ 市民向け啓発講演会の開催

(3) ふれあい給食サービス事業

① 毎日型給食サービスの実施

ア 対象：調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等

イ 目的：食の確保、孤独感の解消、近隣の見守り強化

ウ 配達日：年末年始及び祝日を除く毎日

エ 配達拠点：柏崎市総合福祉センター、高柳支所、西山支所

オ メニュー：Aコース550円（おかず、ごはん、味噌汁） Bコース450円（おかずのみ）

(4) こども食堂・地域食堂の推進

*子どもやその保護者を対象とするものを「こども食堂」とし、対象に制限を設けず、子どもから高齢者まであらゆる人を対象とするものを「地域食堂」とする。

① こども食堂・地域食堂の立ち上げ支援

ア 立ち上げ助成の実施（市内3団体）

② 既存の活動を有効に継続していくための支援

ア こども食堂から地域食堂への展開

イ こども食堂、地域食堂の運営を住民主体で継続できる支援

③ こども食堂・地域食堂研修会及び連絡会の開催：年2回

- ア 「こども食堂・地域食堂を拠点とした地域づくり」に関する研修会の開催
- イ 実施団体による情報交換会の開催

(5) 広報・啓発活動

- ① 広報イベント「わいわいがやがやフェスティバル」の開催
 - ア 社会福祉協議会を多くの市民に知ってもらうための新規企画の検討
- ② ホームページやSNS等を活用した地域福祉・ボランティア情報の発信
- ③ かしわざきめぐりあい事業の実施
 - ア 女性が参加しやすい企画の検討
 - イ 実施結果の分析と、今後の実施方法についての検討

(6) 福祉団体等への活動支援

- ① 柏崎市老人クラブ連合会
- ② 柏崎市手をつなぐ育成会
- ③ 柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会
- ④ 柏崎市ボランティア連絡協議会
- ⑤ その他福祉関係団体

2 ボランティアセンター運営事業

(1) 運営体制の充実

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② ボランティアセンター運営委員先進地視察研修会の開催

(2) ボランティア活動の相談支援

- ① ボランティア活動を希望する個人・団体への相談及び支援
- ② ボランティアを必要としている個人・団体の相談対応
- ③ ボランティア登録、ボランティア保険加入手続きの受付及び保険料の一部助成

(3) ボランティア体験月間の実施（7～8月）

- ① サマーチャレンジボランティア
- ② 24時間テレビチャリティ募金への参加協力

(4) ボランティア養成講座

- ① 各種ボランティア講座（送迎ボランティア、話し相手ボランティア等）
- ② ボランティアコーディネーター養成講座

(5) ふくし・ボランティアの出前講座

- ① ボランティア体験プログラム
- ② 高齢者疑似体験や福祉講話等の出前講座の開催

(6) ボランティア交流会の開催

(7) 災害支援活動事業

- ① 柏崎地域生活応援事業：除雪ボランティア事業
 - ア 地区民協、町内会長会、除雪会議への事業の周知
 - イ 除雪ボランティアセンターの設置及び運営
 - ウ 除雪ボランティア活動者の紹介
 - エ 地域での除雪を助け合い活動につなげるための懇談会の実施
- ② 県内外で発生する自然災害等の復旧支援活動
 - ア 災害発生時のボランティアセンター設置

- イ 全国各地で発生する災害情報の収集及び発信
- ウ 被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣

3 福祉教育推進事業

- (1) 福祉教育推進プログラムの活用と周知
 - ① 小・中学校の教員への福祉教育推進プログラム活用提案の展開
 - ② 福祉教育推進プログラムの効果的な実施
 - ③ 多くの学校からプログラムを取り入れてもらえるような計画的な実施の検討
- (2) 福祉教育プログラム体験講座の実施

4 指定管理・施設管理事業

- (1) 指定管理事業（建物、設備等の維持管理及び付随事務）
 - ① 柏崎市高齢者生活支援施設結の里
 - ② 柏崎市高齢者用冬期共同住宅ひだまり
- (2) 施設管理事業（施設管理受付業務の受託）
 - ① 柏崎市西山町いきいき館

5 共同募金配分金事業

- (1) 一般募金配分金事業
 - ① 新一年生お祝い事業
 - ② 街頭募金運動への協力
 - ③ 名入れカレンダー製作・配布
- (2) 歳末たすけあい募金配分金事業
 - ① おせち料理配達事業

第2-2 生活支援係

高齢者や障がい者及び就労困難者などが、地域で生活できるように、生活全般の相談や支援を行っていくとともに、日常生活において判断能力が低下してきている方への支援も積極的に取り組みます。

また、障害者等相談支援事業に取り組み、地域で暮らす障がい者やその家族からのさまざまな相談に応じるため、必要な情報の提供と助言、障害福祉サービスの利用、関係機関との連絡調整を行い、自立した生活が送れるよう、総合的、継続的に支援を行います。

1 生活困窮者自立支援事業

- (1) 生活困窮者が困窮状態から早期脱却するための自立支援
 - ① 困窮者からの相談及び包括的に対応する自立相談支援事業の実施と事業周知
 - ② 家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業の実施
 - ③ ひきこもり、孤立ケース等の相談、援助
- (2) 生活福祉資金貸付事業の受託
 - ① 借入希望者への相談対応
 - ② 滞納者への償還指導
- (3) 自殺予防のための相談支援体制の強化

① 関係機関との連携

2 日常生活自立支援事業

(1) 日常生活自立支援事業の推進

- ① 利用者個々の生活にあったアセスメントとサービスの提供
- ② 虐待ケースの相談、援助
- ③ 地域包括支援センターや障害者等相談支援事業所、居宅介護支援事業所等との連携
- ④ 新潟県社会福祉協議会日常生活自立支援事業の実施

(2) 事故防止への取り組み

- ① 苦情対応・事故やヒヤリハット事例の分析
- ② 内部統制と不正防止の強化

3 成年後見制度事業

(1) 成年後見制度普及啓発等事業の受託

- ① 成年後見制度に関する相談対応
- ② 親族申立、市長申立の手続き支援
- ③ 成年後見制度を周知するための研修会の開催や広報

(2) 市民後見人が活動しやすい体制の整備

- ① 市民後見人の活動団体を立ち上げるための体制整備

(3) 成年後見制度利用促進基本計画における中核機関設置に向けた柏崎市との協議【新規】

4 法人後見事業

(1) 法人後見事業の実施

- ① 法人後見運営委員会の開催
- ② 法人後見の受任
- ③ 法人後見事業の支援員として活動する市民後見人のバックアップ

5 地域移行等支援事業

(1) アパート生活を通して、社会生活体験機会の提供と地域生活移行への支援

- ① 施設や病院に長期間入所・入院する障がい者等の地域生活への移行準備
- ② 生活困窮者等の緊急的な支援としての活用

6 職員の資質向上

(1) 法律や制度理解に関する研修会への参加

(2) ひきこもりや依存症等、利用者の理解に関する研修会への参加

(3) 日常生活自立支援事業生活支援員及び専門員会議等への参加

7 障害者等相談支援事業（相談支援事業所おうぎまち）

(1) 指定一般相談支援の実施

- ① 地域相談支援（地域移行、地域定着支援）
 - ア 障がい者に対する地域移行のための住居の確保・就労等の相談支援
 - イ 地域生活を継続していくための関係機関との連携・連絡・支援の体制確保
- ② 基本相談支援

- ア 障がい者の地域移行・地域定着支援サービスの利用のための相談対応
- イ 地域相談支援
- (2) 指定特定相談支援の実施
 - ① 計画相談支援
 - ア 障害福祉サービスの利用を希望する障がい者への利用申請の支援
 - イ アセスメントに基づくサービス等利用計画の作成
 - ウ サービス提供事業所との連絡調整、モニタリングの実施
 - エ 利用者の意向に沿ったサービスの利用支援
 - ② 基本相談支援
 - ア 窓口相談者への必要な情報の提供、助言等の相談支援
 - イ サービス利用を希望する障がい者に対する事業所との連絡調整
- (3) 指定障害児相談支援の実施
 - ① 自立した生活や将来の社会参加を目指す上での必要な情報の提供や助言
 - ② 行政及び関係機関との連携並びに必要な障害福祉サービス利用の推進
- (4) 関係機関及び他職種との連携
 - ① 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会への参加
(全体会、サービス連絡調整会議、子ども部会、権利擁護部会、相談支援連絡会、プロジェクトチーム)
- (5) 職員の資質向上
 - ① 相談支援専門員等有資格者の確保
 - ② 自立支援協議会等への参加
 - ③ 県内外の各種研修への参加
 - ④ 介護保険のケアマネジャーと情報交換する機会の設定及び介護保険への円滑な引継ぎ
- (6) 事故防止への取り組み
 - ① 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
 - ② 事故防止対策及び緊急時対応マニュアルの見直し
 - ③ 緊急時に関する訓練の実施

第3 こども支援課重点目標【新設】

- ・就労その他の事情により、保護者等が不在の児童の健全育成
- ・児童の抱える課題に応じた支援と学校及び関係機関との連携
- ・事務局機能の強化及び支援員の資質向上
- ・児童が主体的に過ごし、集団生活を豊かにするための安心・安全のクラブ運営

第3-1 庶務係

児童クラブの職員の勤怠管理（勤務予定管理）や予算管理、体制整備（人員配置計画・求人活動）、各種契約の締結、市との連絡調整等、課の業務全般に関することを行います。

1 児童クラブ運営体制の充実・強化

- (1) 人員配置計画の整備と勤怠管理
- (2) 市との連絡調整

(3) 各種契約の締結

第3-2 こども育成係

児童クラブの運営（児童や保護者対応）、登録児童名簿の管理、利用児童数の集計、事故報告書の作成、主任支援員の育成・指導等に関することを行います。

1 柏崎市から運営受託する 22 児童クラブ（比角第一・柏崎は 2 単位 合計 24 単位）

名 称	位 置	定員	登録者数 (R2.1 末)	受託日
比角第一児童クラブ (A・B)	柏崎市扇町 2 番 22 号	80 人	81 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町 3 番 59 号	29 人	27 人	H23. 4. 1
東部児童クラブ	柏崎市橋場町 1 番 63 号	100 人	45 人	H30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 3 号	62 人	35 人	H31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	44 人	H31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田 1 番 1 号	49 人	40 人	H30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9 番 24 号	90 人	41 人	H30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	64 人	H31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	56 人	H31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	104 人	31 人	H31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	58 人	38 人	H31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	72 人	41 人	H31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目 2 番 35 号	44 人	45 人	H30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	29 人	H30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	36 人	37 人	H31. 4. 1
柏崎児童クラブ (A・B)	柏崎市学校町 1 番 88 号	94 人	84 人	H31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字与板 2370 番地 1	56 人	18 人	H30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10 番 13 号	31 人	19 人	H30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曾地 130 番地	19 人	11 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	21 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	7 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	17 人	H30. 4. 1
合計		1, 355 人	831 人	

※定員は児童クラブの延べ床面積を一人あたりに必要な床面積 1.65 m²で除した人数。

※単位数については、一定の単位を構成する児童の数を「おおむね 40 人以下とし」、それを超える児童については、「支援の単位」を新たに設けて対応。

2 職員の資質向上

- (1) 児童の発達や育成についての事例検討と問題事例の共有
- (2) 市内外の研修等への積極的な参加
- (3) 障がいのある子どもの理解と育成支援研修
- (4) リスクマネジメントと接遇

- (5) 定期的な支援員研修会の開催

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・事故・ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応についての研修実施

第4 訪問事業課重点目標

- ・利用者及び家族から信頼される充実したサービスの提供
- ・多様なニーズに対応できるスキルの高い職員育成のための研修の実施
- ・「ノーリフト研修」の実施【新規】

*ノーリフトとは「持ち上げない、抱え上げない介護・看護」のこと。腰痛を抱える介護・看護職の割合は、全産業の中でも高く、法人として職場の労働環境や働き方を改善し、労災や介護事故から職員を守るため積極的に導入を進めるもの。利用者にとっても、負担が少なく、ADL（日常生活に最低限必要な生活動作）・QOL（生活の質）の向上が期待される。

第4-1 訪問介護係（訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所）

利用者の自立支援の促進、生活の質の向上を目標に、利用者が健やかで安心して在宅生活を過ごせるよう日常生活の支援に努めます。

また、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所が連携や調整に努め、限られた人員で、最大限のサービスを提供し、円滑な事業運営を図ります。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施
 - ① サービス提供責任者会議
 - ② リーダー会議
- (2) 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
- (3) 介護者等に対する介護に関する相談・助言
- (4) 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
- (5) 関係機関との連携及びネットワークの活用
- (6) 訪問入浴介護事業・総合事業訪問型サービスAのサービス提供体制の見直し

2 職員の資質向上

- (1) 一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成と実施
- (2) 県内外の研修会への参加
- (3) 自己点検振り返りシートの活用
- (4) 他課との合同研修会の実施
- (5) 課内4事業所合同研修会「ノーリフト研修」の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し

- (3) 緊急時対応についての研修実施
- (4) 訪問入浴車両積載ボイラー及び備品の点検強化

4 広報活動等の実施

- (1) 定期的な情報紙の発行：年3回
- (2) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

第4-2 障害福祉サービス係（居宅介護事業所）

障がいのある方が自立した日常生活を営むために、身体介護、生活援助、同行援護、移動支援等の多様なサービスを迅速かつ適切に行い、常に利用者の心身の状況や周辺環境を把握した誠実で丁寧な支援に努めます。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) サービス提供責任者による指導及び業務管理
 - ① サービス提供責任者会議
 - ② リーダー会議
- (2) 訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的な見直し
- (3) 介護者等に対し、療養や介護に関する助言・指導
- (4) 効率的な訪問計画の作成と稼働率の向上
- (5) 関係機関及び多職種との連携
- (6) 効率的な業務運営の検討
 - ① 常勤会議
- (7) 同行援護従業者養成研修への参加

2 職員の資質向上

- (1) 職員一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成
- (2) 県内外の研修会への参加
- (3) 自己点検振り返りシートの活用
- (4) 他課との合同研修会の実施
- (5) 課内4事業所合同研修会「ノーリフト研修」の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護事故・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施

4 広報活動等の実施

- (1) 定期的な情報紙の発行：年3回
- (2) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施

第4-3 訪問看護係（ゆたか訪問看護ステーション）

介護保険又は医療保険対象者に、ケアプラン及び主治医の指示に基づき、看護師等の専門職が訪問

し、利用者の病状観察、バイタルチェック、リハビリメニューの作成と実施、療養上の援助及び必要な診療の補助を行っていきます。

また、家族への介護指導等を行い、利用者の生活の質の向上と利用者家族の介護負担軽減に取り組み、在宅生活が継続できるよう相手の心に届く支援に努めます。

1 サービス提供体制の充実・強化

- (1) 利用者の病状や状態の把握及び適切な看護サービスの提供
- (2) 利用者への療養指導、介護者に対する介護指導
- (3) 個別リハビリメニューの提供とリハビリ提供体制の強化
- (4) 関係機関との連携及びネットワークの活用
- (5) 効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上

2 職員の資質向上

- (1) 一人ひとりの技能に応じた研修計画の作成
- (2) 県内外の研修会への参加
- (3) 自己点検振り返りシートの活用
- (4) 他課との合同研修会の実施
- (5) 課内4事業所合同研修会「ノーリフト研修」の実施

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応、介護・車両事故、ヒヤリハット事例の収集・分析
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施

4 広報活動等の実施

- (1) 利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
- (2) 事業所紹介リーフレットの発行：年1回

第5 介護支援事業課重点目標

- ・ 地域課題の解決力強化と地域包括ケアシステムの推進
- ・ 自立支援型ケアマネジメントの推進
- ・ 関係法令を遵守したケアマネジメントの実施
- ・ 相談援助の専門職としての対人援助技術の向上

第5-1 介護支援係（居宅介護支援事業所）

ケアマネジャーが介護に関する相談援助や心身の状況に応じたサービス事業所や施設等との連絡調整を行うとともに、住み慣れた地域や安らげる環境で安心して自立した生活が継続できるよう支援します。また利用者の意向に添いながら、相談援助の専門職として資質の向上を図り、家族を含めた生活全般の課題やニーズに対応できるよう努めます。また、ケアプラン点検を定期的実施し、関係法令を遵守した体制を構築していきます。

1 法令を遵守したケアマネジメント業務の遂行

- (1) 利用者の意向を尊重し、かつ関係法令を遵守した適切なアセスメント及びケアプランの作成
- (2) 個人情報の適切な取り扱いの徹底
- (3) ケアプランチェックの推進
 - ① 自立支援検討型地域ケア会議への事例提供と結果の情報伝達、活用
 - ② 自己点検表を活用したケアマネジメント業務に関する個人チェックの徹底
 - ③ 職員間でケアマネジメント業務及び給付管理業務の内部チェックの実施：月1回
 - ④ 柏崎市ケアプラン点検の対応：随時
 - ⑤ 自立支援プランチェックの対応：随時
- (4) 業務改善の取り組み
 - ① 事業所管理に関する各種マニュアルの見直し：年1回
 - ② 効率的な業務運営を検討するための主任会議の開催：年4回

2 利用者のニーズを重視したサービスの確立

- (1) 利用者の選択に資するために必要な資料の整備と利用者への提示
- (2) 適切な助言・指導を行うための主任介護支援専門員の配置
- (3) 24時間の連絡体制による利用者への緊急対応の実施
- (4) 利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催：毎日

3 困難ケースに対応できる体制の整備

- (1) 係内での事例検討会の開催：年3回
- (2) 地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会への参加：年1回
- (3) 事例研究及びデータの収集、整理
- (4) 対人援助技術の向上と多職種連携を意識した適切な情報共有の推進
- (5) 地域包括支援係と合同の課内研修会及び事例検討会の実施：年2回
- (6) 主任介護支援専門員を中心とした対応困難ケースに対する事業所内での相談支援体制の確立

4 職員の資質向上

- (1) 事業所及び介護支援専門員自己評価の実施
- (2) 県内外の研修等への積極的な参加
- (3) 係内研修の開催：月1回
- (4) 主任介護支援専門員の資格取得推進
- (5) 次世代へ続くチームリーダーの育成

5 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応、ヒヤリハット事例の収集・分析と再発防止策の検討
- (2) 車両点検：週1回以上の実施
- (3) 給付管理を含めた事故防止策及び作業マニュアルの見直し、事故発生時の対応
- (4) 緊急時対応についての事業所内研修の実施
- (5) 災害発生時の対応についての法人内研修の実施
- (6) 柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握と緊急時を想定した安否確認連絡訓練の実施【新規】

6 他職種連携

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 関係機関及び本会各部署への情報提供や協力・連携

第5-2 地域包括支援係（柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま）

地域包括支援センターは、高齢者全般の身近な相談窓口として、高齢者の心身の健康を保持し、住み慣れた地域で安心して過ごせるように自立を支援し、包括的支援事業・介護予防ケアマネジメント事業・指定介護予防支援事業を地域において一体的に実施します。

また、「聴くこと・寄り添うこと・地域と共に歩むこと」をモットーに、介護・医療・福祉の関係者や日常生活支援に携わる地域住民等の連携の拠点として、地域独自の社会資源やネットワークを構築し、多様な高齢者支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」体制の推進に努めます。

1 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援事業
 - ① 高齢者に関する総合相談の対応
 - ② 早期対応が必要な高齢者の実態把握
- (2) 権利擁護事業
 - ① 高齢者虐待事例への対応
 - ② 消費者被害の防止及び対応
 - ③ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用支援
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ① 支援困難事例等への指導・助言
 - ② ケース検討会への参加
 - ③ ケアマネジャーの実践力向上を目的とした研修会等の企画・実施
 - ④ 介護支援専門員連絡会への参加
 - ⑤ 介護保険サービス事業所（地域密着型サービス事業所等）連絡会への参加
 - ⑥ 介護給付費用適正化に向けたケアマネジャー支援
- (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ① 地域におけるネットワークの構築（地域ケア会議の活用、地区資源マップの作成等）
 - ② 地域包括支援センター連絡会への参加
 - ③ 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会への参加
 - ④ 地域包括ケアシステム推進のためのプロジェクトへの参加
 - ⑤ 民生委員老人福祉部会及び地区民生委員協議会への支援
 - ⑥ 地区担当保健師等との情報交換会への参加
 - ⑦ 認知症施策推進のための協働（認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員との連携等）
 - ⑧ 認知症高齢者支援のための地域づくり（認知症サポーター養成講座の開催、カフェ支援等）
 - ⑨ 在宅医療・介護連携の推進（在宅医療推進センターとの連携・協働、在宅支援関係者情報交換会等への参加・協力）
 - ⑩ 生活支援体制の整備（生活支援コーディネーター等との協働）
 - ⑪ 介護予防・生活支援サービスの体制整備のための協力
（コツコツ貯筋体操やくらしのサポートセンター等の事業啓発と参加勧奨、利用者支援）
- (5) 地域ケア会議の実施

- ① 個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成等を目的として実施する「地域課題検討型地域ケア会議」の実施
 - ア 地域ケア個別会議：年3回（介護予防：年1回含む）
 - イ 地域ケア圏域会議：年1回
 - ウ モニタリング会議：年1回
- ② 西地域包括支援センターまちなか通信、あかさかやま通信の発行：年3回

2 介護予防ケアマネジメント事業

- (1) 総合事業（訪問介護・通所介護）のみを利用する対象者のケアマネジメント業務
- (2) 総合事業利用希望者に対しての手続き等の支援
- (3) 介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの必要な方に対する確認書の作成
- (4) 指定居宅介護支援事業者への業務委託

3 指定介護予防支援事業

- (1) 予防給付のみ、または、予防給付と総合事業サービスを組み合わせて利用する要支援者のケアマネジメント
- (2) 介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの必要な方に対する確認書の作成
- (3) 指定居宅介護支援事業者への業務委託

4 任意事業

- (1) 住宅改修理由書の作成
- (2) 福祉用具購入申請書の作成

5 職員の資質向上

- (1) 県内外の研修等への積極的な参加
- (2) 係内研修の開催：月1回
- (3) 介護支援係と合同の課内研修会の実施：年2回

6 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応、ヒヤリハット事例の収集・分析と再発防止策の検討
- (2) 車両点検：週1回以上の実施
- (3) 給付管理を含めた事故防止策及び作業マニュアルの見直し、事故発生時の対応
- (4) 緊急時対応についての事業所内研修の実施
- (5) 災害発生時の対応についての法人内研修の実施
- (6) 柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握と緊急時を想定した安否確認連絡訓練の実施

第6 通所事業課重点目標

- ・ 自立支援を推進するための生活状況に即したサービスの提供
- ・ 個別機能訓練と運動器機能向上訓練を通じた生活機能の改善
- ・ 専門職による認知症ケアの実践
- ・ 利用者にあった就労機会の提供と製造及び販売基盤の強化

- ・ 各事業所の特色を生かした事業展開のための知識の習得

第6-1 赤坂山デイサービスセンター

利用者一人ひとりが在宅生活を継続するための生活課題や身体能力の適切な評価を行い、課題解決のためのリハビリメニューを提供及び実践することにより改善を図り、利用者自身が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活ができるように支援していきます。また、一人ひとりの状況に応じて、その人が望む生活が送れるよう、専門的なケアを提供し、家族への啓発や関係者との連携を図りながら支援していきます。

サービス提供時間：7時間（9時00分～16時30分の間の7時間）

定員数：一般型39名

1 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取り組み

- (1) 利用者及び介護者の意向を基に、利用者一人ひとりの生活機能向上に着目した個別リハビリメニューの作成、実施、評価
- (2) 利用者の運動への意欲と継続性の意識づけ
 - ① 自宅で一人でもできるリハビリメニューの提供
- (3) 介護者への介護負担軽減のための運動の重要性の意識づけ
- (4) 専門職による在宅生活継続のための助言・指導
 - ① 利用者自身に適した歩行補助具等の助言
 - ② 利用者がより安全に生活ができるよう住宅環境への助言

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

- (1) グループで一緒に楽しめる行事や活動

4月	5月	6月	7月	8月	9月
花見ドライブ	—	ミニえんま市	民謡流し	—	敬老会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動会	紅葉ドライブ	忘年会	新年お楽しみ会	節分豆まき	—

- (2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 短時間デイサービス「わかがえーる」の実施

利用者の生活に着目したリハビリメニューを作成し、運動器機能向上サービスを提供するとともに、生活機能訓練として実際の生活場面の体験を通し、利用者自身が成果を意識することで運動継続の重要性を意識しながら、主体的に生活が送れるよう支援していきます。

サービス提供時間：3時間（9時30分～12時30分、13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後10名

4 柏崎市通所型サービスAの実施

総合事業利用者が運動習慣の重要性を意識することで、自立した生活が送れるよう日常生活上の課題におけるリハビリメニューの作成及び運動器機能向上サービスを提供します。また、生活環境や身体状況によって自宅での入浴が困難な利用者においては入浴サービスを実施します。

サービス提供時間：3時間（9時30分～12時30分、13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後10名

第 6-2 松波デイサービスセンター

個々の疾病や生活状況などを踏まえ、専門的な知識や介護技術をもとに、その人の生活がより良いものになるように支援をしていきます。

認知症対応型のサービスにおいては、症状の進行を出来る限り遅らせることで、現状の認知機能を維持させ、個々の状態に添った支援を提供します。若年性認知症の利用者については、他者との交流の場を提供し、個々の意思決定を尊重したサービスに努めるとともに、関係機関との連携を図り、柔軟な受け入れに取り組んでいきます。

サービス提供時間：7時間（9時00分～16時30分の間の7時間）

定員数：一般型30名、認知症対応型7名

1 在宅生活を継続することができ、さらにより良い生活を送ることができるような機能維持・向上と自立支援への取組

- (1) 利用者及び介護者の意向をもとに、より生活状況に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供
- (2) 個別リハビリメニューの作成・実施・評価
- (3) 個々の状態に合わせた医療ニーズへの対応と経過観察

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

- (1) グループで一緒に楽しめる行事や活動

4月	5月	6月	7月	8月	9月
花見ドライブ	—	ミニえんま市	民謡流し	—	敬老会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動会	紅葉ドライブ	忘年会	新年お楽しみ会	節分豆まき	—

- (2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 認知症対応型通所介護利用者への個別アプローチと状況に合わせた柔軟な受け入れ及び継続支援

- (1) 認知症利用者への支援

- ① 若年性認知症利用者を中心に、個々の状況やニーズに合わせた専門的な支援の提供及び家族の会や支援者との交流スペースとして2階を使用
- ② 本人の意向を踏まえた作業や活動を提供し、社会参加への機会を提供

- (2) 運営推進会議の開催（年2回）

4 柏崎市通所型サービスAの実施

生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、運動の機会の提供、また自宅での入浴が困難な方に入浴サービスを提供することで、在宅生活が今後も継続できるように支援するとともに、孤独の解消のために社会的交流の場を提供します。

サービス提供時間：2.5時間（10時00分～12時30分）

定員数：5名

5 基準該当生活介護への取り組み

障がいがあっても、地域で自分らしく暮らせることを目標に、生活上の困難なことに対して支援するための一翼として、デイサービス事業を実施します。

サービス提供時間：5時間（10時00分～15時00分）

定員数：5名

第6-3 北条デイサービスセンター

利用者一人ひとりの身体状態に添ったリハビリメニュー、専門的なケアを提供することにより、在宅生活の継続を支援することで、さらなる利用の促進に努めます。個々の状況に応じて、利用者自身が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活ができるように支援していきます。

また、北条つなぐ会を通じ地域の包括的なケアに協力していくとともに、活動内容の情報発信や広報活動等を行い、地域に開かれた施設づくりに努めます。

サービス提供時間：7時間（9時00分～16時30分の間の7時間）

定員数：一般型34名

1 利用者の身体的機能の維持・向上と自立支援への取り組み

(1) 利用者及び介護者の意向をもとに、利用者個々の状態に合わせた専門的な個別機能訓練、運動器機能向上サービスの提供

(2) リハビリメニューの実施

- ① リハビリ器械を活用した反射運動による身体機能向上トレーニングの実施
- ② 利用者がより安全に生活ができるよう住宅環境への助言
- ③ 認知力低下予防を目的とした脳トレーニングの実施

2 グループ活動の効果を生かしたサービスの提供

(1) グループで一緒に楽しめる行事や活動

4月	5月	6月	7月	8月	9月
花見ドライブ	—	ミニえんま市	民謡流し	—	敬老会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
運動会	紅葉ドライブ	忘年会	新年お楽しみ会	節分豆まき	—

(2) 利用者同士の関わりの見守り及びより良い関係づくりへの支援

3 短時間デイサービス「はつらっクラブ」の実施

利用者の生活課題に重点をおき、その課題が改善できるよう一人ひとりの状態に合わせた個別機能訓練、運動器機能向上サービス、生活訓練等を実施し、身体機能や筋力の維持・向上を図り、利用者が望む生活を過ごせるよう支援します。

また、利用者自身が生活動作や体調の変化に関心を持つことができ、主体的かつ意欲的な生活ができるよう、生活機能訓練として買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるよう支援していきます。

サービス提供時間：3時間（9時30分～13時00分の間の3時間、13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後10名

4 柏崎市通所型サービスAの実施

生活等に関する相談及び助言と健康状態を確認し、運動の機会を提供します。

また自宅では入浴の不安がある方にサービスを提供することで、在宅生活が今後も継続できるよ

うに支援します。併せて昼食も提供することで社会的交流の場としても支援していきます。

サービス提供時間：3時間（9時30分～13時00分の間の3時間）

定員数：10名

第6-4 シニアエクササイズさんわ

利用者一人ひとりが在宅生活を継続するための生活課題や身体能力の適切な評価を行い、課題解決のためのリハビリメニューを提供及び実践することにより改善を図り、利用者自身が成果を実感するとともに、少しでも自立した生活が継続できるように支援していきます。

なお、事業継続が困難な状況となってきたことから、令和2年度末での事業廃止に向けて、年度途中で新規受け入れの停止、他事業所の紹介・斡旋等を行い、段階的に事業を縮小していきます。

サービス提供時間：3時間（9時30分～12時30分、13時30分～16時30分）

定員数：午前10名、午後5名

1 運動器機能向上・個別機能訓練サービスの提供

(1) 利用者一人ひとりの状態や生活課題に沿った個別リハビリメニュー・自宅用の個別リハビリメニューの作成・実施・評価

(2) 運動意欲と継続性への意識づけ

生活機能訓練として、買い物等、実際の生活場面の訓練を行い、評価することで、利用者自身がリハビリの成果を見極め、運動継続の重要性を意識しながら主体的に在宅生活が送れるようにするための支援

2 社会的交流の場の提供

(1) 利用者同士の支援力の見守り及び相互作用の側面的支援の実施

(2) 趣味のサークル活動等の地域活動の紹介

3 地域密着型サービスへの対応

(1) 運営推進会議の開催（年2回）

4 柏崎市通所型サービスAの実施

サービス提供時間：3時間（9時30分～12時30分、13時30分～16時30分）

定員数：午前5名、午後10名

利用者が運動習慣の重要性を意識することで、主体的に自身の生活が送れるよう生活に着目したリハビリメニューの作成及び運動器機能向上サービスの提供を行います。

第6-5 かしわハンズ

利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や社会体験、社会見学活動等の機会を提供します。

また、検討事項の一つであった、令和元年度から試行した送迎事業を本格的に実施します。

1 就労継続支援事業B型の運営

一般企業への就職が困難な障がい者に就労の機会を提供し、雇用契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける非雇用型として事業を運営します。また、社会生活を営むための知識及び能力の

向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うことにより、利用者の福祉の増進を図ります。

サービス提供時間：7時間30分（8時30分～16時00分）

定員数：20名

(1) 支援計画の実施

- ① 個別支援計画の作成
- ② 特定相談支援事業者等関係機関との連絡調整
- ③ 生活に関する相談・助言
- ④ 社会的活動、余暇活動の支援（毎月1回絵手紙教室）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
—	—	体力づくり	納涼会	—	社会見学旅行
10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	カラオケ体験	—	お菓子づくり	—	体力づくり

- ⑤ 保健衛生及び健康管理
- ⑥ 利用者の送迎事業【新規】

(2) パンの製造及び販売

- ① 利用者の能力、適性にあった作業の安全確保
- ② 品質向上や商品開発の推進
- ③ 販路の拡大
- ④ 利用者工賃の向上
- ⑤ 利用者と一緒に各事業所への配達

(3) 新規事業の検討

2 日中一時支援事業の運営

障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、活動の場を提供し、社会生活に適応するための日常的な訓練を実施

サービス提供時間：7時間30分（8時30分～16時00分）

定員数：5名

(1) 支援計画の実施

- ① 個別支援計画の作成
- ② 生活に関する相談・助言
- ③ 社会的活動、余暇活動の支援（毎月1回絵手紙教室）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
—	—	体力づくり	納涼会	—	社会見学旅行
10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	カラオケ体験	—	お菓子づくり	—	体力づくり

- ④ 保健衛生及び健康管理

(2) パンの製造及び販売

- ① 利用者の能力、適性にあった作業の安全確保
- ② 利用者と一緒に各事業所への配達

3 検討の継続

- (1) 事業所建物の増改築

第 6-6 通所事業課共通内容

1 職員の資質向上

- (1) 課内職員交換研修の実施
- (2) 月 1 回の係内研修
- (3) リハビリに関する外部研修への参加
- (4) 資格取得のための研修及び講習会への参加
- (5) AED を活用した心肺蘇生法の研修の実施

2 サービス向上への取り組み

- (1) 利用者意向アンケートの実施
- (2) 介護者・地域支援
 - ① 運動習慣への啓発活動

3 事故防止への取り組み

- (1) 苦情対応・介護及び車両事故事例・ヒヤリハット事例の収集・分析及び改善策の策定
- (2) 事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し
- (3) 緊急時対応についての研修実施

4 広報活動

- (1) 社協広報誌「福祉のひろば」、ホームページ、地元新聞、コミュニティ放送等を活用した利用者への PR
- (2) 月 1 回利用者介護者向けのデイサービス通信の発行
- (3) 地域包括支援センターへの情報提供と PR 活動

5 介護保険外サービスの実施（シニアエクササイズさんわを除く）

- (1) 理・美容サービス
- (2) 時間延長サービス
 - ① 利用者家族の突発的な事情、冠婚葬祭等に対応するため、時間延長サービスを実施

6 施設の老朽化による大規模修繕

- (1) 機械浴槽の入替
 - ① 北条デイサービスセンター
- (2) 計画的な設備機器の入替及び修繕

7 通所事業の見直し

- (1) 事業の効率化を考えた事業全体の検討

IV 職員研修計画【新規】

第1 職員育成方針

1 求められる職員像

- (1) 人々の尊厳と自己決定を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活を支援するため最善を尽くす。
 (2) 社協職員としての自覚を持ち、チャレンジ精神を持ってチームで協同し業務を遂行する。

第2 研修年間計画

1 職位階層別研修

新採用職員研修	法人研修	内部講師	3月	主催/総務
	法人外研修		随時	計画/各係
中堅職員研修	法人研修	内部講師	10月	主催/総務
	法人外研修		随時	計画/各係
指導職研修	法人研修	外部講師	10月	主催/総務
	法人外研修		随時	計画/各係

2 職種別研修

事務職員研修	係内・課内研修	内部講師 外部講師	随時	主催/各係・課
	外部派遣研修		随時	計画/各係
専門職員研修	係内・課内研修	内部講師 外部講師	随時	主催/各係・課
	外部派遣研修		随時	計画/各係
介護職員研修	係内・課内研修	内部講師 外部講師	随時	主催/各係・課
	外部派遣研修		随時	計画/各係

3 全体研修

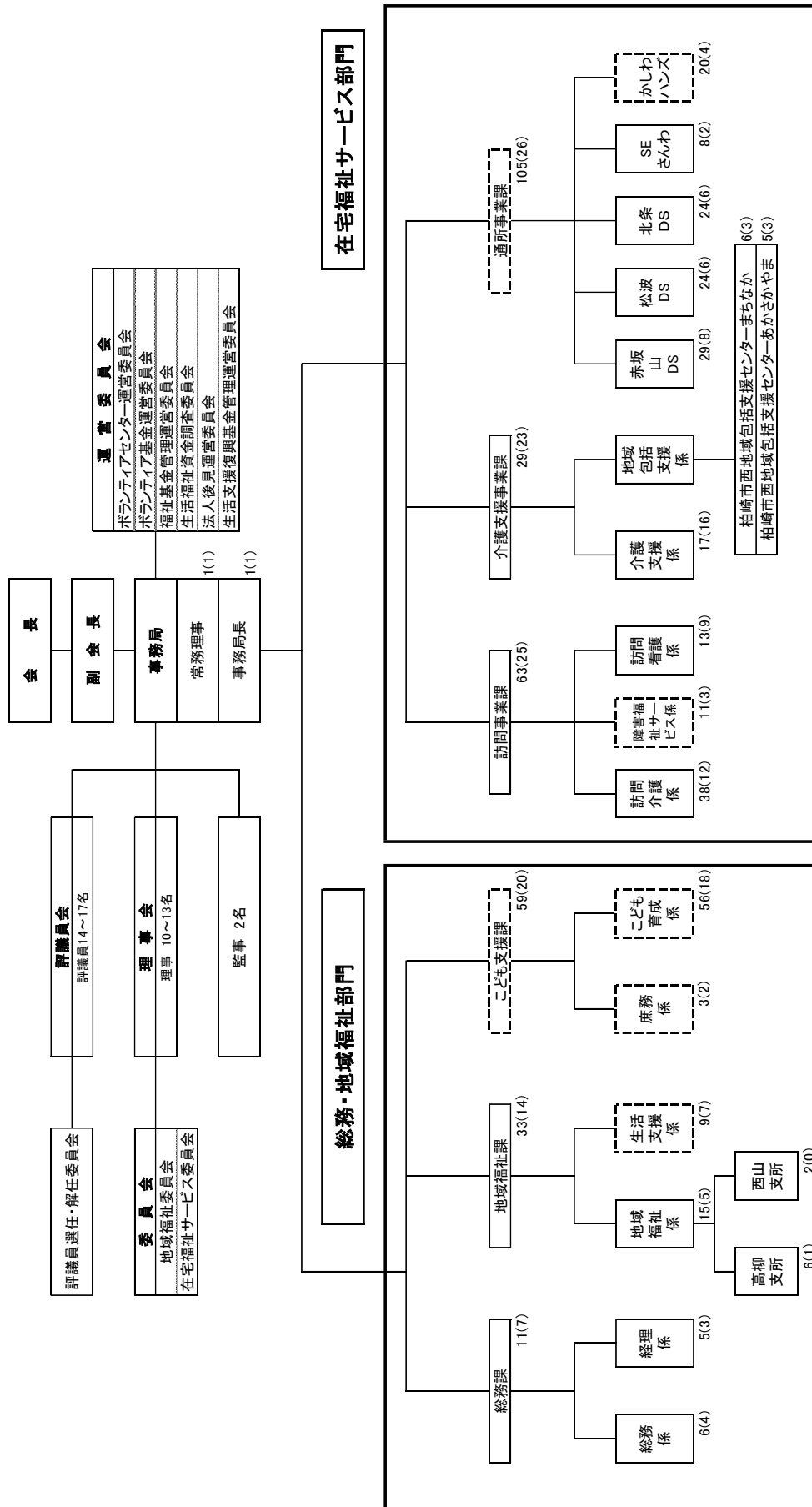
交通安全研修	法人研修	外部講師	5月	5事業場交通安全管理者共催
モラル研修	法人研修	外部講師	7月	主催/総務課
事例検討会	法人研修	外部講師	9月	通所介護事業課・地域福祉課共催
メンタルヘルス研修	法人研修	外部講師	11月	扇町衛生委員会・各課課長共催

4 研修管理

研修履歴フォルダー	総務課で作成し管理する	-	総務課
-----------	-------------	---	-----

V 組織図【新規】

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会組織図



※ 部署の新設、係の体制変更のあった部署の枠を点線で表示
 ・「障害福祉事業課」を廃止、「子ども支援課」を新設
 ・「通所介護事業課」を「通所事業課」へ名称変更
 ・従来の「障害福祉事業課」が所管していた、「障害福祉サ―ビス係」を訪問事業課に移管、「かしわハハズ」を通所事業課に移管、「相談支援係」を地域福祉課生活支援係内に事業移管
 ・介護支援事業課「介護支援第一係」及び「介護支援第二係」を統合し、「介護支援係」へ名称変更

※ 各課 表中の数字は、令和2年4月1日配置予定の職員数を表す。また、()内はその内の正職員数を表す。職員総数302名(内正職員117名)。